

ふるさとひめじ応援寄附金受付等業務委託プロポーザル評価基準書

1 提案等に関する評価

評価項目	評価視点	配点
① 業務遂行体制	ア 業務を適切かつ円滑に遂行できる体制が示されているか。 また、必要な人員が配置されているか。	12点
② 類似業務の実績	ア 年度間の寄附件数が 20,000 件以上ある地方公共団体の発注した本業務と類似した業務（少なくとも、要求水準書 5 業務内容に定める(1)から(3)及び(5)の業務）を元請（コンソーシアムも可）として受託した実績を有しているか。（参加表明の際に示したのも 1 件として良いものとする。） 【契約ごとに 1 件とし、1 件あたり 2 点、最大 3 件まで】 ※ なお、同一自治体の受託実績は複数年度受託実績があった場合であっても 1 件としてカウントする。 例) 1 件目：A、2 件目：A、3 件目：B と提案した場合の実績は 2 件、 1 件目：A、2 件目：B、3 件目：C と提案した場合の実績は 3 件	6点
③ 提案内容 (1) ポータルサイトの管理等	ア 本市が利用しているポータルサイト※1 を経由した寄附情報の連携方法について、本市職員の手を介さず連携できるような方法が採られているか。	4点
	イ 本市が利用しているポータルサイト※1 について、自らのノウハウ等を活用して、適切に管理することができ、また、寄附者にとって見易い（分かり易い）ページづくりが期待できる提案となっているか。	6点
	ウ 本市が利用していないポータルサイトで、本市の魅力効果を効果的に発信できるとともに、寄附金額増加の後押しとなることが期待できるポータルサイトが提案されているか。 【最大 2 つまで】	6点
④ 提案内容 (2) 寄附情報管理システムの管理等	ア 寄附情報の一元的管理が可能であり、寄附者の個人情報等について適正かつ有効な漏洩防止対策が講じられているシステムが提案されているか。	6点
	イ 寄附者情報等（寄附申込状況や寄附実績状況等）を閲覧することができ、本市が直接寄附情報等を入力等できるなど、利便性の優れたシステムが提案されているか。	6点
⑤ 提案内容 (3) 返礼品管理等	ア 返礼品の受発注方法について、返礼品提供事業者にとって利便性があり、かつ、正確に受発注できるような仕組みが提案されているか。	8点
	イ 法令を遵守した上で、既存返礼品のブラッシュアップに取り組むとともに、新たな返礼品の開拓への取組みが示され、本市の魅力ある返礼品の増加につながることを期待できるような提案となっているか。	14点
⑥ 提案内容 (4) 寄附者等への対応	ア 寄附者、返礼品提供事業者及び新規登録を検討している事業者からの問合せや苦情等に対して適切かつ迅速な対応が期待できるような提案となっているか。	6点
⑦ 提案内容 (5) PR・プロモーション	ア 本市の特徴を踏まえた上で、寄附促進につながる戦略的かつ効果的な PR やプロモーションが提案されているか。 【最大 2 つまで】	12点
⑨ 独自提案	ア 提案限度金額の範囲内で追加費用を伴わないもので、要求水準書に記載のない又は記載内容を超え、本市のふるさと納税事業に有益であると期待できる提案となっているか。	8点

※1 令和6年（2024年）4月1日時点において本市が利用しているポータルサイト（計7つ）
ふるさとチョイス（外部連携分のセゾンのふるさと納税、au PAYふるさと納税及びYahoo!ショッピングふるさと納税を含む。）
、
楽天ふるさと納税、ふるなび、ANAのふるさと納税、ふるさとパレット、
ふるさと納税ニッポン！、三越伊勢丹ふるさと納税

※2 「② 類似業務の実績」を除き、次表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

2 参考見積金額に関する評価

ふるさとひめじ応援寄附金受付等業務委託公募型プロポーザル募集要項第9項第1号に定める提案資料の様式第7号に記載された参考見積金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された参考見積金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、参考見積金額に関する評価点の満点である6点を付与し、その他の提案者の評価点は、6点到第1位の参考見積金額と当該提案者が示す参考見積金額との比率を乗じて得た数（小数点以下三位を四捨五入する。）とする。

$$6 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の参考見積金額} / \text{提案者が示す参考見積金額})$$

3 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点（小数点第三位を四捨五入する。）と参考見積金額に関する評価点の合計により算出する。（満点100点）